

高知県西部地方卸売市場 業務規定

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第7条～第8条）

第2節 買受人（第9条～第14条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第15条～第39条）

第4章 市場施設の使用（第40条～第42条）

第5章 管理（第43条～第48条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 株式会社須崎青果が開設する地方卸売市場（以下、「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程の定めるところによる。

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名称 高知県西部卸売市場

位置 高知県須崎市妙見町351番地1

面積 2289.65平方メートル

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる部類とする。

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品

(開場の期日)

第4条 市場は次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（ただし、1月5日及び12月25日から12月31日までの日曜日を除く）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日までの日

2 開設者は、前項の規程にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

(開場の時間)

第5条 市場の開場時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

午前7時30分から午後3時まで

2 取引の開始時間は振鈴、又は口達等をもって通知する。

(市場関係者への通知)

第6条 開設者は、開場の期日、時間を変更しようとするときは関係者に通知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 市場における取扱品目の卸売業務は自ら行なうものとする。

(せり人)

第8条 市場において行なう卸売のためのせり人は、せり人として知事に届けた者でなければならない。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第9条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名、生年月日、名称、商号、住所および略歴

(2) 法人の場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名

(3) 販売を受けようとする取扱品目の部類及び買受見込高

(4) その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(名称変更等の届出)

第10条 前条第1項の承認を受けた者(以下、「買受人」という。)は次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届出をしなければならない。

(1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき

(2) 買受人としての業務を廃止したとき

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届出をしなければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第11条 開設者は、買受人が第9条第3項に該当することとなった場合は、その承認を取消しするものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正行為があったとき
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき
- (3) 保管の費用もしくは損失金の支払いを怠ったとき
- (4) 正当な理由がなくて引続き3ヶ月以上休業したとき

(買受人保証金)

第12条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。

(買受人章)

第13条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項による買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

(買受人組合)

第14条 買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の名、組合員名を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第15条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第15条の2 卸売業者は、市場において行なう卸売については、せり売り又は入札の方法によらなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相対売りまたは定価売りの方法によることができる。

- (1) 一定の規格、または貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している物品。
- (2) 品目または品質が特殊であるために需要が一般的ではない物品。
- (3) 次に掲げる場合であって、せり売りまたは入札の方法により卸売することが取引の状況等に照らし、著しく不相当と認められるとき。
 - ア. 災害が発生した場合
 - イ. 入荷が遅延した場合

- ウ. 卸売の相手方が少数である場合
- エ. せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- オ. 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- カ. 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をする場合

(販売方法の変更)

第16条 開設者は、前条により販売方法を定め、又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。

- (1) 当該物品及び販売方法
- (2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の単位等)

第17条 売買取引の単位は、重量による。

ただし、慣行があるときは、その単位とすることがある。

(秘密取引の禁止及び売買呼値の符号)

第18条 卸売の売買取引は、そでの下、耳やり等秘密の方法によって行なってはならない。

- 2 卸売の売買呼値は、一般人が理解することができるような言葉を用いなければならない。

(指値のある受託物品)

第19条 卸売業者は、受託物品に指値（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない。以下、同じ。）のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売りの方法)

第20条 卸売のためのせり売りは、その販売物品について荷印、等級及び数量その他の必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格を原則として3回呼びあげたとき、そ

の申込者をせり落とし人として決定する。ただしその最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

- 3 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せん、その他適宜の方法により、せり落とし人を決定する。
- 4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちに、その価格及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

(入札の方法)

第21条 卸売のための入札売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量等必要な事項を掲示し、又は呼びあげた後に入札人に対し、一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行なわなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い最高価格の入札人をもって落札とする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、入札売の場合に準用する。
- 4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - (1) 入札人を確認できないとき
 - (2) 入札金額その他指定事項が不明なとき
 - (3) 入札に際して不正行為があったとき

(異議の申立)

第22条 せり売り又は入札に参加した者がそのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに、開設者にこれを申立てることができる。

- 2 開設者は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を掲示することができる。

(差別的取扱の禁止)

第23条 卸売業者は、卸売業務の運営に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第24条 卸売業者は、買受人以外の者に対して、卸売をしないものとする。

ただし、次の各号のいずれかであつて、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 入荷量が著しく多いか、又は出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれのある場合

- (2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 他の卸売市場の入荷量を調整するための他の卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合
- (4) 他の卸売市場の物品の入荷事情等からみて市場からの卸売の方法以外の方法によっては、他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、他の卸売市場において卸売の業務を行なう者に対して卸売をする場合
- (5) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行なう者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行なう者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき
 - イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上ものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること
 - ロ 当該契約に基づく卸売を行なうことについて、（卸売業者、）買受人その他の利害関係者の意見を聴くこと
- (6) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行なう者をいう。以下、同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているとき

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第25条 卸売業務については、許可に係る市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第26条 卸売業者は、自己の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買受けてはならない。

(受託契約約款)

第27条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(販売前における受託物品の検収)

第28条 卸売業者は、受託物品（第25条のただし書きの規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品（以下、「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記するものとする。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(物品取引の下見)

第29条 卸売のための売買取引については、買受人に現品又は見本の下見を行なわせた後でなければ、これを開始することができない。

2 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印等級、数量その他必要な事項を明示して行なわなければならない。

(卸売物品の引取)

第30条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認めるときは、買受人の費用でその物品を保管し又は催告をしないで他のものに卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売り、入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた価格をいう。以下、同じ。）が引取りを怠った買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求するこ

とできる。

(売買取引の制限)

第31条 せり売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差止め又はせり直し、もしくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき

(衛生上有害物品の売買禁止)

第32条 開設者は、衛生上有害な物品が卸売市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去することができる。

(卸売予定数量等の公表)

第33条 卸売業者は、次の各号に掲げる物品について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の主要な産地、規格及び等級別卸売予定数量ならびに前日の主要な品目の卸売数量及び卸売価格を買受人等の見易い場所に掲示するものとする。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く）
 - (2) 相対取引により当日卸売をする物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く）
 - (3) 第24条第1項第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の規定により当日卸売をする物品
 - (4) 第25条ただし書きの規定により当日卸売をする物品
- 2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次の各号に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及びその主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。
- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売をした物品（第3号及び第4号に掲げる物品を除く。）
 - (3) 第24条各号の規定により当日卸売をした物品
 - (4) 第25条ただし書きの規定により当日卸売をした物品

(仕切り及び送金)

第34条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌々日までに控除すべき第36条で規定する委託手数料を明記した売買仕切書を送付するとともに売買仕切金（消費税額及び地方消費税額に相当する金額）を含む。以下、同じ。）を送付しなければならない。

ただし、特約のある場合はこの限りでない。

- 2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売り、入札又は相対取引に係る価格をいう。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び消費税額に相当する金額を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の額)

第35条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、開設者が別に定めるものとする。

(売買仕切金の前渡し等)

第36条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し、売買仕切金を前渡し、保証金の差し入れ又は資金を貸し付けることができる。

- 2 前項の売買仕切金の前渡し等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行なわない。

- (1) 当該売買仕切金の前渡し等が、卸売業者としての財務の健全性をそこなうおそれがあるとき

- (2) 当該売買仕切金の前渡し等が、卸売業者の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき

(条件つき受託物品の販売不能の際の措置)

第37条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、指値その他の条件のある受託物品を相当期間内にその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(買受代金の支払業務)

第38条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の買受代金（せり売り、入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額とする。）を買い受けた日の翌々日までに支払わなければならない。

ただし、特約のある場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書の特約は、その他の買受人に対して不当な差別的な取扱いと

なるものについてはこれを行なわないものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第39条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下、同じ。）について、正当な理由があると認めるときでなければこれを変更してはならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第40条 卸売業者及び買受人が、市場内で使用する用地、建物、その他施設（以下、「市場施設」という。）の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 前項の市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）は次のとおりとする。

(用途変更、原状変更転貸等の禁止)

第41条 市場施設の利用者は、当該施設の用途又は原状を変更し、又は当該施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により、開設者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(補修弁済)

第42条 市場施設を故意または過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。

第5章 管理

(報告等)

第43条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 前項に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、それぞれ当該人に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(監督処分)

第44条 開設者は、卸売業者がこの規定もしくはこの規定に基づく指示又は処分に違反した場合には、6ヶ月以内の期間を定めて市場への入場の停止を

指示することができる。

- 2 開設者は、買受人がこの規定もしくはこの規定に基づく指示又は処分に違反した場合には、第9条第1項の承認を取消し、又は6ヶ月以内の期間を定めて市場への入場の停止を指示することができる。
- 3 卸売業者、買受人について、法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この規定もしくはこの規定に基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6ヶ月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その法人又は人に対しても適用する。

(市場秩序の保持等)

- 第45条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。
- 2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(物品の品質管理の方法)

- 第46条 開設者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務にかかる物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を規則で定めるものとする。
- (1) 施設の取扱品目
 - (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
 - (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
 - (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
- 2 卸売業者、買受人その他利害関係者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

(備付帳簿)

- 第47条 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載するものとする。
- (1) 総勘定元帳
 - (2) 現金出納帳
 - (3) 固定資産台帳
 - (4) 荷受帳
 - (5) 売払台帳

- (6) 荷主口座帳
- (7) 買受人口座帳
- (8) 買受人承認台帳
- (9) その他必要と認める帳簿

(関係規定の制定)

第48条 この業務規定の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附則

この規定は、平成元年6月11日から施行する。